自動販売機支払契約書

株式会社日工(以下「甲」という。)と合同会社ファクトル(以下「乙」という。)とは、飲料水等自動 販売機(以下「自動販売機」という。)の支払に関し、次の とおり契約を締結する。

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と事業の発展をはかることを 目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、 甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、自動販売機設置日から自動販売機撤去日まで有効なものとする。尚、自動販売機の 設置及び撤去の日は、ネオス社の決定によるものとする。

第3条(販売手数料)

販売手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 毎月末締めによる販売実績(各販売商品の販売価格(消費税及び地方消費税を含む。)に販売本 数を乗じて得た額)に10パーセントの割合を乗じて得た額とする。
 - (2) 前号により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4条(基本設置料及び販売手数料の支払)

乙は、基本設置料及び販売手数料を、次の各号に定める期日までに、甲の指定する銀行口座への振込によ り支払わなければならない。

(1) 支払時期

売上月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
支払日	4月末	7月末	10月末	1月末

(2) 支払手数料

甲は、振り込み手数料として660円を負担するものとする。尚、自動販売機の売上明細について、ネオ ス社に確認を行うものとする。

(3) 振込先

銀行名	三菱UFJ銀行	支店名	藤特女店	口座番号	0136290	振込名義力)ニッコク	
-----	---------	-----	------	------	---------	------------	--

第5常(ネオス株式会社)

当契約書に明記のない内容は、ネオス社にて管理を行うものとする。甲乙は、支払いの契約を締結するも のとし、これ以外のいかなる内容においても、甲は責任を負わないものとする。

令和 一年 月 月 十月

甲 〒583-0007 大阪府蘇井寺市林5-4-22 住所 株式会社 日 代表者名 代表取締役 茂 森 奇 期 代表者名 代表社員 奥山健太

熊本県天草市中央新町12-13 合同会社ファクトル

